

令和８年度に使用する特別支援教育用 教科用図書の調査研究の基本方針

1 調査研究の方法

北海道教育委員会から示される「令和８年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第９条に規定する教科用図書の採択基準」に基づき、次により調査研究を行うこと。

- A 北海道教育委員会が作成する「令和８年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料」（以下「一般図書採択参考資料」という。）の対象となっている一般図書について、調査研究を行うこと。
また、種目によって、「一般図書採択参考資料」の対象となっていない図書の中に教科用図書の候補となるものがある場合、それを加えて調査研究を行うこと。
- B 「一般図書採択参考資料」を参考として、調査研究を行うこと。

2 調査研究の観点

- A 「一般図書採択参考資料」を基礎資料とすること。
- B 札幌市の地域性及び「札幌市教育振興基本計画」・「札幌市学校教育」における札幌市の教育方針を踏まえた上で、「一般図書採択参考資料」の調査研究の観点に基づき、調査研究を行うこと。また、札幌市立小・中学校特別支援学級及び特別支援学校小・中学部児童生徒一人一人が、発達段階等に応じて効果的に教科用図書を活用できるよう考慮すること。